



RIETI Policy Discussion Paper Series 13-P-016

メガ FTA の時代のグローバルバリューチェーンへの包括的対応 —通商戦略の観点から

中富 道隆
経済産業研究所



Research Institute of Economy, Trade & Industry, IAA

独立行政法人経済産業研究所

<http://www.rieti.go.jp/jp/>

メガFTAの時代のグローバルバリューチェーンへの包括的対応
—通商戦略の観点から*

中富道隆
(経済産業研究所)

要 旨

最近、グローバルバリューチェーン（GVC）についての議論が国際的に活発化している。経済の相互依存の実態を明確にした付加価値分析の進展、WTO・ドーハラウンドの低迷、メガFTAの現出、Behind-the-border measures やサービス貿易への関心の高まりなどを背景とし、GVCの課題に対応できない通商システムへの強い不満と変化への期待が議論活発化の原因である。

GVC円滑化への「包括的」対応には、メガFTAの他に、筆者提案の国際サプライチェーン協定（ISCA）のような複数イシューのプルリ協定が有効であり、政府と産業界との連携が実現の核となる。

GVCに係るルール作りの当面の主役であるメガFTAは、自動的に理想的かつグローバルな通商システムを保証するものではなく、消化不能のルールのスパゲティボウルを生む危険がある。

その回避には、「世界解」を目指した政策展開、GVCの思想、イシューベースの国際ルール作りの思想（一例がISCA）、透明性と情報共有などが不可欠である。これらを念頭に置いたブレない「統一軸」の形成、提案と発信が、日本には強く期待されている。

RIETI ポリシー・ディスカッション・ペーパーは、RIETIの研究に関連して作成され、政策をめぐる議論にタイムリーに貢献することを目的としています。論文に述べられている見解は執筆者個人の責任で発表するものであり、(独)経済産業研究所としての見解を示すものではありません。

*本稿は、独立行政法人経済産業研究所におけるプロジェクト「国際投資法の現代的課題」（リーダー：小寺彰ファカルティフェロー）下の「今後の通商システムとガバナンスに関する研究会」の成果の一部であり、本稿の見解は筆者個人の責任で発表するものであるが、同研究会での活発な議論と参加メンバー（小寺彰を始め、飯田敬輔、荒木一郎、東條吉純、浦田秀次郎、国松麻季、石毛博行、渡邊伸太郎、小野傑、金原主幸の各位（敬称略））及び経済産業省職員を始めとする発表者・オブザーバーの方々の貴重なご意見、ご示唆に深く感謝する。

メガFTAの時代のグローバルバリューチェーンへの包括的対応
—通商戦略の観点から
(目次)

- I なぜグローバルバリューチェーンなのか
問題意識と議論概観
- II 付加価値貿易と通商ルール
- III WTO・ドーハラウンドの低迷とメガFTAの現出
- IV Behind-the-border measures・サービス貿易への関心の高まり
- V コネクティビティー
- VI サプライチェーンの地域性
- VII 産業界にとってのGVC
Think Supply Chain
- VIII 「サイロ」アプローチから「包括的 (holistic)」アプローチへ (ISCA)
- IX 今後の通商システム形成のシナリオ

【資料】

- 1 中富道隆 国際サプライチェーン協定コンセプトペーパー—イシューベ
ースのプルリアプローチによるグローバルサプライチェーン改善
(2012, RIETI)
- 2 シナリオ 1～4

【参考文献】

I なぜグローバルバリューチェーンなのか

1 問題意識

グローバルバリューチェーン（Global Value Chain:GVC）については、その整備の必要性について、議論が行われて久しい。

特に、国際的には、一昨年頃からグローバルバリューチェーンに関する議論が加速化してきている¹。

経済のグローバル化の中で、国際展開が生命線となる日本企業の活動にとってグローバルバリューチェーンの議論は極めて重要であり、また時宜に沿ったものである。

しかしながら、その内容については、様々なコンテキストで議論が行われ、また、日本やアジアでの議論は、欧米の議論と違ったコンテキストで行われることが多い²。また、欧米での議論は極めて目的・戦略的側面が強いので、その点も是非把握しておくことが必要である。

本稿では、まず、GVCについての議論の背景を明らかにするとともに、国際的な議論を整理したい。

その上で、日本にとり今後必要とされるアクションを特に通商政策の視点に重点を置いて考えていくこととしたい。

特に、通商政策的な観点からは、メガFTAの時代におけるGVC問題への対応について、日本の対応を整理することが緊急の課題となっている。

今後の国際環境を放置すれば、WTO・ドーハラウンドが低迷する中で、メガFTAだけが動き、日本は米とEU（そして中国）の狭間に挟まる可能性が高く、その状況をむしろ最大限活用し、今後の国際環境を日本にとって有利な形に変えていくためには、日本として、いろいろな選択肢と「保険」を考慮しておくことは極めて重要である。

GVCの思想は、通商政策の分野では、包括的な貿易円滑化、サービス、投資、競争、TBT等の規律整備を求めるものであり、バイ・プルリ・マルチの場を使った総合的な対応の方向性について整理し、提言したい。

¹ 最近の文献は三菱総合研究所 2012, 2013 に詳しい。

² 筆者は、昨年11月からICTSD（International Centre for Trade and Sustainable Development）・IADB（Inter-American Development Bank）によるE-15プロセスでのGVCに関する専門家グループ会合のメンバー（IDB and ICTSD 参照）

そのための一つの手段として、筆者は、GVCに関するプブリでの協定交渉の必要性について提案を行っているところであり、ISCA（国際サプライチェーン協定）構想について紹介する。

また、産業界にとってGVCの確立は死活問題であって、産業界の視点からの本格的な対応が求められるところであり、その対応の方向を整理する。

2 議論概観

グローバルバリューチェーンは、産業の観点からすれば、国際化の「全て」を意味しうる概念であり、また、その整備には、ルールと自由化に関するあらゆるツールが関係してくると言って過言ではない。それでは、なぜ、今グローバルバリューチェーンに関心が高まっているかをまず見ていきたい³。

いくつかの重要な要素がある。

1) ジェトロ・アジア経済研究所の付加価値スタディー

2011年夏のジェトロ・アジア経済研究所とWTOとの共同作業による付加価値分析に基づくアジアのサプライチェーン研究レポート⁴がGVCに関する新しい視点を与え国際的な議論を触発している。

2) WTO・ドーハラウンドの低迷

WTO・ドーハラウンドは、開始以来12年を経て決着の見込みがない。

また、その範囲は、マーケットアクセス中心と狭く、投資や競争といった重要テーマは、交渉アジェンダの外であり、GVCの観点からのアクションの必要性について認識が高まっている。

ラミーWTO事務局長は、上記の共同スタディー以来、GVCに着目した発言を繰り返しているが、ドーハラウンドの停滞に対応し、現状打開の新たな「切り口」を模索しているように見える⁵。

3) FTAの広域化とメガFTA

WTO・ドーハラウンド低迷の中で、FTA競争が激化しており、最近、T

³ World Economic Forum(2012,2013), IDB and ICTSD, Gereffi, Kawakami and Sturgeon 参照

⁴ IDE/JETRO and WTO

⁵ Report of the Panel on Defining the Future of Trade convened by WTO Director-General Pascal Lamy, The Future of Trade: The Challenges of Convergence (2013) (いわゆるステークホルダーズパネルレポート) もその一例と見ることが出来る。

PP、RCEP、日中韓、日EU、そして米EUと、メガFTAへの動きが加速している。その中で、FTA、特にメガFTAとGVCとの関係についての問いかけが顕在化している⁶。

2) と3) とは、GVC実現に向けた手段の評価と整理の問題であり、通商システムのグローバルガバナンスの在り方そのものへの問いかけである。

4) Behind-the-border measures・非関税措置への関心の高まり

各国による自主的自由化、ITA等のプल्ली合意による自由化、FTAが進む中で、関税障壁の重要性は相対的に低減し、産業界の関心も関税から非関税、国境措置から behind-the-border measures へと移り変わってきており、非関税障壁撤廃への関心が高まっている。

GVCの概念は、国境措置のみに着目するアプローチと対峙するもの（ドーハラウンドの「狭さ」に対峙するもの）であって、Behind-the-border measures・非関税措置への取り組みと表裏一体で議論される。

5) サービス貿易の重要性

国際的に、鉱工業・製造業からサービス産業への経済転換が進行し、サービス産業とサービス貿易への関心が強まっている。特に、競争力のあるサービス産業を有する欧米では、サービス貿易への関心が非常に高くなっている⁷。

欧米では、サービス産業の国際化とアウトソーシングについての議論と貿易円滑化の議論がグローバルサプライチェーンの議論の一つの中心である。実態分析、政策議論双方においてサービス分野への関心は非常に強いものがある。

これに対し、日本は、サービス分野への関心が薄く、アジアへのサービス業展開が急速に進んでいるにもかかわらず、政府・産業界ともサービスの自由化・ルール作りに不熱心なのが現状である⁸。

6) コネクティビティーの視点（アジアの視点）

アセアンを中心として、アジアでのサプライチェーンの議論の中心は、コネクティビティー（連結性）の議論であり、ハード、ソフト、人の3つのコネクティビティーの観点から議論が行われることが多い⁹。

⁶ 例えば、Sweden National Board of Trade

⁷ Drake Brockman and Stephenson

⁸ 産業界では、1998年にサービス貿易自由化協議会（JSN）が経団連を中心として設立されたが、最近では目立った活動がない。

⁹ ASEAN Secretariat

日本では、アジアにおけるコネクティビティーの確保（アジア、特にアセアンと日本経済との連結確保）の議論が盛んであり、特に2011年からは、震災・タイの洪水影響への対処という形でサプライチェーンの議論が展開されてきている。

しかしながら、アジアのコネクティビティーの議論は、国際的には十分に展開されておらず、また、一般的に視点もアジアに閉じていることが特徴的である。

7) サプライチェーンの地域性

現実のサプライチェーンは、地域的であり、その実態を見ると、アジア、北米、EUを中心に発展している¹⁰。

南米やアフリカ、中東はその動きに取り残されているとの認識と危機感がドーハラウンドの低迷、メガFTAの現出と相まって、GVCへの関心を生んでいる。

8) 通商システムにおける産業界の位置付け

産業活動の国際化とMNEの国際展開の中で、産業界の視点を（上記2）、3）に特徴づけられる）変動した混乱する通商システムに今後如何に反映させていくか、欧米では産業界の関心が高まっている。

今まで、産業界の声をWTOは十分に聞き咀嚼することなく18年が経過した。また、2001年のドーハラウンド開始以来12年を経過し成果が出ない中で、WTOは存亡の危機に直面しており、GVCの視点は、通商システムの設計に産業界がより深く関与すべきこと、産業界の声を政府やWTOが真剣に聞くことを迫るものである¹²。

9) 「サイロ」アプローチから「包括的」「横断的」アプローチへ

このような状況下で、世界銀行、World Economic Forum(WEF)は、サプライチェーンの一部について深掘りするサイロ型のアプローチの限界に触れ、包括的(holistic)・横断的なアプローチの必要性を強調している¹³。

（筆者は、グローバルサプライチェーンの問題に、複数分野をカバーしたプールの協定で対応することを「国際サプライチェーン協定(ISCA)」構想として提唱¹⁴しており、世銀・WEFが、包括的アプローチの一つとして紹介していると

¹⁰ Baldwin 2012

¹¹ IDB and ICTSD (GVC)

¹² Report of the Panel on Defining the Future of Trade convened by WTO Director-General Pascal Lamy は、WTOによるその一つの試みである。

¹³ WEF2013, p27

¹⁴ Nakatomi (ISCA)

ころである¹⁵¹⁶。)

主として、上記の各要素が、GVCに関する活発な国際的議論を生んでいる。いずれも、個別に見れば、新しい視点ではないかもしれないし、また、それぞれの項目については、それぞれに研究や議論の蓄積がある。

GVCの概念は、新しい器に古い食物を盛り直しただけ、という見方も十分に可能であろう。

また、GVCの概念で強調する重点も論者によって異なっており、多分に、目的・政策的な概念である。

例えば、日本での議論は、アジアにおけるコネクティビティーの議論が中心であり、欧米の議論は、サービス・貿易円滑化に重心があるが、今後欧米の議論と日本・アジアでの議論の双方をつないでいくことが、重要であろう。

GVCの議論は、企業の国際化・海外展開に対応した、通商ルールの在り方とグローバルガバナンスそのものを考えることとなるので、国際的な議論の展開に日本が積極的に関与しまた発信していくことは極めて大きな意義を持つ。

今後、GVCの視点は更に発展していくことが予想されるが、単にその流れを追うだけではなく、通商分野で日本が置かれた厳しい状況に対応し、また日本の企業の活動環境を改善する観点、新たな国際的通商システムの構築という観点から政府と産業界との密接な連携の下に、GVCの議論を展開していくことが必要である。

このような視点から、本稿では、上記の個別の項目について俯瞰するとともに、最後に今後の通商システム形成についてのシナリオとGVCとの関係についても見て行くこととしたい。

GVCについては、膨大な文献と学問的蓄積があり、それを網羅的に紹介・分析することは、本稿の目的ではない。

今後、GVCの各側面・論点について、更なる議論の展開と、日本からの発信を期待したい。

最近のGVCへの関心の高まりとそれを招いている要因、メガFTAの時代におけるGVCの環境変化への通商政策の対応に視点を置いて議論を進めたい。

¹⁵ Hoekman, Jackson

¹⁶ WEF2013, p27

II 付加価値貿易と通商ルール

1 はじめに

付加価値貿易については、2011年7月に、ジェトロ・アジア経済研究所とWTOとが共同で発表したレポートが画期的な意味を持つ¹⁷。同レポートは10カ国のIO表（2005年）をベースに、アジアを中心とした貿易の相互依存関係を、客観的なデータに基づきまとめたものである。

幸い、筆者は、アジア経済研究所の白石所長、研究を主導してきた猪俣研究員とともに、ジュネーブで行われたアジア経済研究所・WTOの発表セミナーに、ジェトロ副理事長として同席することが出来た。それ以来、付加価値貿易スタンダードに関する国際的な議論をフォローする機会に恵まれている¹⁸。

その後、同レポートの結果は研究機関・各国から高い評価を受けており、付加価値分析の手法については、広く国際協力が進められているところである。

2 付加価値貿易分析の持つ意味

付加価値貿易分析の持つ意味について、以下に簡単に見てみたい。

1) 「モノ」の貿易から「trade in tasks」へ

まず、その特徴の第一は、貿易統計に現れるモノの貿易（サービス貿易については、経常収支統計に一部が現れるが、例えばモノの価値に含まれる付加価値ベースでのサービスは統計上明確に把握されていない）から、付加価値ベースの貿易に視点を移したことである。

従来のモノの貿易統計には、中間財の価格や付加価値を含んだ最終財の価格が計上されるので、どの国で、どれだけの付加価値が付け加えられたのかを知ることは出来ない¹⁹。これに対して、付加価値貿易の手法では、国際分業の過程でどの国でどれだけの付加価値が付け加えられたのかを把握することが出来る。いわば「trade in tasks」に焦点を当てた分析が可能となる。従来の貿易統計による最終財の貿易分析とは異なった視点を国際産業連関表を使って導き出すこ

¹⁷ IDE/JETRO and WTO

¹⁸ 2013年7月のアジア経済研究所・WTO共催の国際価値連鎖に関するセミナーでモデレーターを務めた。

¹⁹ 個別の財に着目した付加価値分析のアプローチとしては、Jyrki Ali-Yrkkö et al. 等がある。また、企業データをベースとして、GVCへの参加と企業パフォーマンスとの関係を分析した最近の研究として、伊藤公二の研究がある。

とを可能とするものである。

(一例として、上記スタディーは、付加価値貿易ベースでは、2008年の米国の対中貿易赤字は21%減少するとしている²⁰。)

これにより、国際分業の実態と経済活動の国境を越えた相互依存関係、サプライチェーンのフラグメンテーションが明確に分析されることになる。

統計上の制約から、その作業は緒についたばかりであるが、WTO、OECD、その他の研究機関等との協力も進みつつあり、付加価値分析の手法は、大きく発展しつつある。

2) サービス貿易の重要性の再確認

次に、付加価値分析の手法は、モノの貿易からサービスの貿易の重要性に視点を移すものであり、モノに体化されたサービスの重要性を改めて認識させるものである。

3) 貿易把握方法見直しの必要性

従来のモノ中心の貿易統計のみに頼る手法には限界があること、貿易の把握方法そのものについての議論が必要であることが確認された。

他方で、IO表については、そのカバレッジ(国、品目等)、継続性等の観点で限界があり、更なる付加価値分析の展開には、統計面での国際協力が不可欠であることも再確認された。

付加価値分析の手法は、伝統的な貿易統計を補完するものであり、伝統的な統計と付加価値統計との連携活用を図る必要性がある²¹。

4) 保護主義への警鐘

通商レジームとの関係で、付加価値貿易分析がもたらす一番大きなメッセージは、付加価値がサプライチェーンの中で多くの国によって作り出されており、国境を閉じること、保護主義的な措置をとることは、モノについてであれサービスについてであれ、国際貿易の実態に合わないこと、自らの足を撃つ行為であることを明らかにしたことである。これが、WTOがMade in World Initiativeを提唱する背景でもある。

付加価値貿易ベースで見ると、往々にして、保護主義的措置は自らの国が作り出す付加価値を減らすことになることが明白となる。

(ポールドウイン教授が、輸入代替政策や、S&D措置は、国の競争力を低下さ

²⁰ IDE/JETRO and WTO, p104

²¹ また、付加価値分析の深化に当たっては、企業別のデータに基づく分析も極めて重要であり、データの入手と秘匿性の確保とのバランスが重要な課題となる。

せるとしているのと似ている。)

5) 広域でのルール作り・自由化の必要性確認

アジア経済研究所・WTOスタディーは、国際価値連鎖の実態を付加価値ベースで描き出し、日本・アセアン・中国・米国の経済が極めて密接に連結し、一地域を超えた国際的なバリューチェーンが展開されつつあること、経済の相互依存関係が強化されていることを明らかにしている。

これは、通商システムの観点からは広域での貿易自由化・ルール作りの必要性を裏付けるものであり、メガFTA、更にはグローバルな自由化・ルール作り(WTOまたはプリ)の必要性を強く支持する論拠となりうる。

また、貿易統計による、対外依存度の数字と付加価値分析による経済の相互依存関係の現状は大きく異なる姿を描き出す。

まず、FTAについては、サプライチェーンの広域化に対応した広域化が求められよう(現実にメガFTAが急速に展開しつつある)。また、単に貿易統計から得られる「主要国」と違う「主要国」が付加価値分析によって浮かび上がることとなる²²。

また、付加価値分析は、グローバルなサプライチェーンから取り残されている地域や国の存在を明らかにする。

この意味で、付加価値分析は、メガFTAの重要性を支持すると同時に、WTOに体现されるグローバルな貿易レジームの形成の必要性を示唆するものでもありうる。

6) 通商ルールへの影響

付加価値貿易分析の手法が、通商ルールに与える影響はどう見るべきであろうか。

この点については、実はまだ議論が十分に行われていない。

今後、国際的な通商ルールを改善させて行くに当たり、付加価値分析の視点は、様々な論点を浮かび上がらせるものであり、「古びた」ルールを21世紀のビジネスと貿易の実態に合わせる上で貴重な視点を提供してくれる。

以下にいくつかの論点を見て行きたい。

a) 原産地規則

原産地規則は、基本的に、モノがどこで作られたかを判定する基準である。

IDE・WTOレポートは、付加価値分析によれば、原産地規則により一つの

²² 例えばOECDスタディーでは、日本の輸出先は、輸出総額では、中国(24%)、米国(22%)の順だが、付加価値では、米国(19%)、中国(15%)と順位が逆転する。

国を原産国とすることの問題点を回避できるとしている²³。これは、付加価値分析がモノの貿易から task の貿易に軸足を移すことから導かれるメッセージであるが、多分に、モノの世界で原産地規則が保護主義的に使われることを意識した政治的なメッセージであり、今後付加価値の実際の帰属と貿易規則との乖離の問題については慎重な議論が不可欠であろう。

WTOは、国際分業と自由貿易の重要性を強調した、made in world initiative を提唱しているところである。

他方、FTA等における原産国を決める特惠原産地規則については、FTA間の原産地規則のスパゲティーボウル現象の問題について、様々な研究があり、よく知られているところであり、付加価値分析は、こうした、GVCの機能に影響を与える要素については改善を促すものである。

特に、国際分業進展のためには、リベラルな原産地ルール導入の必要性（例えば、輸出者が関税番号変更基準と付加価値基準のいずれかを選択できるとする co-equal 制度の使用等）、累積ルール導入の必要性を支持する根拠となりうると考えられる。

他方で、サービスの分野においては、「原産地」のコンセプトはないが、GATS協定に定められた4つのモードにおいて、歴然と国境は存在しており、以下に見るように、その障壁を如何に低減していくかが大きな課題となる。

b) 国境措置から behind-the-border measures へ

また、付加価値分析の手法は、国境措置のみならず、behind-the-border measures が貿易に大きな影響を与えることを直接的に示している。

現在のドーハラウンドは、「遅さ」とともに「狭さ」が問題であり、交渉の中心は国境措置である。

関税や貿易円滑化といった国境措置の改善が必要なことは当然である。（貿易円滑化は国境措置以上のものがある。）

他方で、WTOが、国境措置撤廃を超えた産業界のGVC形成への様々なニーズとGVCの実態に追いついていないことに大きな問題がある。

これが、各国のFTA競争やメガFTAを招いている面が強い。

付加価値分析は、GVCの実態を明らかにすることにより、グローバルなレベルでの、様々な behind-the-border measures への対応（サービス、投資、競争、TBT、知財等）、ルール作りと自由化の必要性を強く訴えるものである。特に欧米では、サービスルールと自由化への関心が強い。

また、世銀やWEFが強調するように、GVCの課題に包括的（分野横断的か

²³ IDE/JETRO and WTO, p94

つプロセスを一貫した) 対応をする必要性を裏付けるものである。
今年のW E Fの貿易レポート(W E F enabling trade report 2013
(Enabling Trade-Valuing Growth Opportunities))は、提言として、G V C
整備のために、holistic(包括的)なアプローチを取るべきことを強調している。

なお、W T Oは、アジ研との共同プロジェクトに関連して、ラミー事務局長が
中心となって、Made in World Initiativeを提唱している。これは、W T Oへの
求心力の低下、新しいbehind-the-border measuresの課題にW T Oが対応でき
ていないことへの危機感の現れと見る事が出来よう。

c) モノ(G A T T)とサービス(G A T S)の一体的把握の必要性
更に視点を広げると、モノに関する国境措置の規律から発展してきたG A T
T・W T Oの規律は、behind-the-border measuresについては不十分であり、
付加価値分析のもとでは、モノ(G A T T)とサービス(G A T S)とは連続
的かつ一体的に議論する必要性が示唆されることとなろう²⁴。
更にこの視点を強調すれば、G A T TとG A T Sとの将来的な統合の視点も開
けることとなろう²⁵。

d) A D措置

また、付加価値貿易の考え方を進めていくと、国境措置についても現在のW T
Oの規律に様々な問題点があることに気付く。

例えば、アンチダンピング措置がそれに当たる。

アンチダンピング措置は、現在のアンチダンピング協定では、コスト割れ輸出
で、輸入国に損害が生じ、その間に因果関係があるときにアンチダンピング税
を課することを正当化する制度であり、現在でも、極めて多く用いられている
国境措置であるが、国境を超えた取引と分業に大きな阻害要因となっているこ
とは確かである。

競争法に反しない限り、国内では許されるコスト割れ販売が、国境を越えると
ペナルティーの対象となるといくことは、経済学的に正当化し難い制度である
が、国際政治はその正当化を認めてきた。

他方で、サービス(G A T S)においては、コスト割れ輸出の概念、アンチダ
ンピングの規律が存在しないことも念頭に置く必要がある。

²⁴ National Board of Trade, Sweden p19参照。米EUFTAにおいて、モノとサービスの一体的議
論が必要と提言している。

²⁵ G A T Tが1947年以来の歴史があり、また、包括的な内容があるのに比較して、G A T
Sは1995年W T O設立以来の歴史しかなく、また、その規律は未発展である。付加価値貿易
の視点は、G A T TとG A T Sの今後の発展に重要な視点を提供すると考えられる。

付加価値分析が経済の相互依存を明らかにすることにより、アンチダンピング税の正当性についても新たな議論と視点を提供するものである。

本来は、アンチダンピング措置は、国際的な競争ルールの議論の中で、内外無差別に議論されるべき問題であろう。

ただし、アンチダンピング措置の議論は、政治的には、特にアンチダンピング税の heavy user である米国やEUとの関係で極めてセンシティブであるので、慎重に行う必要がある。

7) 産業界の視点の重要性

最後に、付加価値分析は、産業の急速な国際展開（GVCの第2次アンバンドリング）の姿とGVCの実態を明確な形で提示しており、今後、付加価値分析の展開に当たっては、円滑なGVC確立という観点から、産業界が積極的に発言すべきこと、産業界が国際連携を進めるべきこと、また各国政府やWTO等の国際機関が産業界との密接な連携を取るべきことを強く示唆していると考えられる。

付加価値分析は、産業界が求めているGVCの姿、真にグローバルなGVCの形成を強く支持する論拠となる。

具体的には、例えば、産業界に以下のメッセージを主張する根拠を与えるものである²⁶。

① WTOの重要性とメガFTAの必要性（FTAの広域化の必要性）

マルチラテラルな貿易システム（WTO）の重要性とFTAについては広域FTA（TPP、RCEP、日中韓、日EU等）の必要性の論拠となると考えられる。

② サービス、投資、競争、TBT、貿易円滑化、知財等の「非関税措置」・「behind-the-border measures」の重要性

③ グローバルな貿易システムとグローバルなサプライチェーンの樹立に向けたアクションの重要性

付加価値分析は、サプライチェーンが特定地域に固まって存在していること、取り残された地域があること、を示す。

産業界が求めるものは、究極的には、グローバルなサプライチェーンである。メガFTA（サプライチェーンの存在する地域と重なる）が目指すものは、あくまでも地域的なサプライチェーンの円滑化であり、自ずからその目的はグローバルな秩序作りそのものにはない。

付加価値分析は、この意味で、グローバルな通商レジームの樹立に向けた議

²⁶ OECD (Trade Policy Implications of Global Value Chains) 参照

論（WTO改革、イシューベースでのプルリ合意の必要性等）の有力な論拠ともなることが期待される。

④ 保護主義防あつの重要性

以上、付加価値分析について、その内容と意義とを簡単に見てきた。付加価値分析についての議論と国際協力は、まだ緒についたばかりであるが、既に国際価値連鎖分析の有力なツールとして大きな影響を及ぼしている。

また、その活用方法についても、例えばメガFTAの経済効果分析への活用等の提案があり、引き続き積極的な議論が望まれる²⁷。

日本発のイニシアティブとして、更に議論が発展すること、今後の通商レジームの展開に当たり、有効な切り口・ツールとなることを強く期待したい。

最後に、付加価値分析の手法は、貿易インバランスの計測に新たな視点を導入するものであるが、「日本が米国の貿易赤字の現況」といった短絡的かつ保護主義的な観点からの議論が行われないように注視していく必要があることを付言したい。

²⁷ Koopman

Ⅲ WTO・ドーハラウンドの低迷とメガFTAの現出

1 WTO・ドーハラウンドの低迷

GVCの議論が国際的に盛んとなる背景の一つは、WTO・ドーハラウンドの低迷にある。

WTO・ドーハラウンドの低迷については、ここでは繰り返さないが²⁸、ドーハラウンドの「遅さ」と「狭さ」が、本来WTOの中で、グローバルな議論として進められるべき様々な課題の処理を不可能にしている。

勿論、GVCの課題には、WTO以外の他の国際機関の領域に入る課題もあるが、もし、ドーハラウンドのアジェンダが十分に広範で、また、その交渉スピードが速ければ、GVCについての議論がこれだけ高まることはなかったであろう。

本来、WTOが処理すべき課題が処理されていないこと、それが産業の国際化の実態とルールとの乖離を生んでいるのは誠に残念なことである。

ボールドウイン教授は、メガFTAの現出の中で、差別と fragmentation が進行するとし、20世紀の課題（関税等）に対応するWTOに対して、メガFTAにより21世紀の課題へのルールをカバーするWTO 2.0が形成されると主張しているが、その現実性は別として、WTOの意思決定メカニズムに問題があること、立法機能に重大な欠陥があることは明らかである。

その中で、産業の国際分業の現状という原点に立ち返って、通商システムの機能を考え直そうという動きがGVCの議論の一つの背景になっている。

2 FTAの広域化とメガFTA

また、FTAの広域化とメガFTAに向けた動きの活発化も、GVCの議論活性化の重要な背景となっている。FTAが今日、貿易自由化とルール作りの主流に躍り出ているのは、上記に見たようにWTOの低迷が原因である。

メガFTAと国際通商システムの関係についての、一つの議論の流れは、ボールドウイン教授のWTO 2.0の議論である。

ボールドウイン教授は、サプライチェーンの2ndアンバンドリングの流れに対応できないWTOをメガFTAが作り上げるルールが置き換え、21世紀の課題については、WTOでなくメガFTAの形成するルールが支配することに

²⁸ 中富（WTO）参照

なる（WTO2.0）という議論を展開している²⁹。

これは、WTOにとっては、非常にペシメスティックな将来像であるが、メガFTAへの動きは、ますます加速化しており、その動きがGVCに与える影響を無視することはできない。

メガFTAの通商ルール作りに与える影響を、ボールドウィン教授のように楽観視するか（教授もおそらく、WTOの現状に対するアンチテーゼとしてWTO2.0の世界を機能論として提示しているのであって、メガFTAの成果を具現化するWTO2.0をWTOと併置することを組織論として主張しているわけではないと思われるが）、筆者のように、メガFTAが作り出さうるルールのスパゲティーボウルの可能性について強い懸念を持って見るかは別として、メガFTAの現出がGVCの議論活発化の大きな要因となっている。

メガFTAが今後数年間、通商ルール作りの主役であることは間違いないところであり、この流れを如何に、円滑で真にグローバルなバリューチェーン作りにつなげていくか、政府と産業界とが協力して考えていくことが必要である。この点については、区章で4つの考えられるシナリオについて分析することとしたい。

²⁹ Baldwin 2011,2012

IV Behind-the-border measures・サービス貿易への関心の高まり

1 Behind-the-border measures・非関税措置への関心の高まり

もうひとつの背景は、国境措置が徐々にではあるが世界中で逡減される中で、Behind-the-border measures・非関税措置のGVCにおける重要性が認識されてきたことである。

関税やマーケットアクセスは、進捗が非常に遅いという問題はあるものの、とりあえずドーハラウンドの中で交渉対象となっているが、これに対して、Behind-the-border measures・非関税措置は、極めて限られた分野（例 貿易円滑化、サービスの一部等）しか対象となっておらず、そもそもドーハラウンドの中で取り扱うことが出来ない。

Behind-the-border measures・非関税措置は、WTOの規律の中でも、TBT、SPS、ライセンス、TRIPS等の広範な分野に関係し、また、WTOでもそもそも規律されていない、投資、競争、電子商取引等の広範な分野に関係してくる³⁰。

こうした、Behind-the-border measures・非関税措置に効率的に取り組む枠組みが、FTA以外に存在しておらず、また、FTAは本質的に地域取り決めでありグローバルな解を目的とするものではないことから、グローバルなバリューチェーンの円滑化に向けた取り組みの必要性に議論が及ぶのは自然な流れとも言える³¹。

2 サービス貿易の重要性

欧米、特に米国におけるGVCの議論は、サービス産業の国際展開の分析と支援に重点が置かれている。

欧米では、サービス経済化とその国際的な展開の中で、その活動実態についての研究と、国際展開支援のための制度づくりについて、極めて積極的な議論が行われている。

これは、WTOにおけるISAの動き、FTA交渉におけるサービス規律深化

³⁰ 非関税措置をWTOの中で取り扱うことの困難性については、中富（ITA）、P22 参照

³¹ Behind-the-border measuresに対応する方法として、TBT等の分野では、規格や強制法規の調和（ハーモナイゼーション）作業とともに、異なった規格・強制法規を前提とした相互承認（MRA）のアプローチが有効な手法として検討されるべきである。しかしながら、相互承認は、関係国の規制当局や認証機関の手法や能力に対する相互信頼が前提となるので、米EUの相互承認交渉の歴史に見られるように、常に可能とは限らない。

と自由化への動きと表裏一体をなすものであり、日本とは大きく状況が異なる。日本は、サービス分野の国際的なルール作り・自由化への取り組みが遅れている。

日本の場合も、最近、アジアを中心として、サービス産業の国際展開が進められているが、その実態についての分析と、WTOやFTAを使った政策支援の意識は、官民ともに希薄であり、この点は欧米の議論から学ぶべき点が多い。

V コネクティビティー

他方、日本及びアジアでのGVCの議論は、アジアにおける連結性(connectivity)の議論に集中している感がある。

ASEANにおいては、ソフト、ハード、ヒトの3つのコネクティビティーが強調されている³²。ソフトのコネクティビティーは、制度のコネクティビティーであり、FTAもこれに含まれる。ハードのコネクティビティーは、物理的インフラの整備を意味し、また、ヒトのコネクティビティーは、人の移動や能力向上が対象となる。日本も、このイニシアティブに全面的に協力しており、また、ASEANのコネクティビティーを更に広域につなげていくという議論が行われている。

ここでの議論は、ルールや自由化のみでなく、インフラ整備や人的な能力向上への支援といった協力により重点が置かれている点で、欧米のGVCの議論と質的な差がある³³。

逆に、コネクティビティーに基づくアジア的GVCの議論は、サービスの規律設定・自由化についての議論が薄いという側面がある。

今後、日本は、RCEP交渉やAJCEP等の改訂交渉の中で、サービス分野の規律・自由化についての議論進めていく必要があるが、ISA、TPP、日EUFTAにおけるサービス分野の議論は、アジアの議論の数歩先を行っている感が強い。

欧米のサービス分野の議論は、今後日本がアジアのサプライチェーンを改善していく上で、重要な材料となるものであり、日本が単独では実現できない多くの論点と軸とを含むものである。

また、日本においては、一過性のもものではあるが、東北大震災、タイの洪水対応で、危機管理策の一環としてサプライチェーンの議論が盛んに行われたことは記憶に新しい。

このような、アジアにおけるコネクティビティーの議論は、欧米では十分に知られていない。

GVCを考え、その円滑化を実現していくには、こうしたアジアの経験・思想と欧米の自由化・規律整備の思想との双方が必要であり、それぞれから学ぶべき点が多い。

欧米の議論をフォローしアジアの議論に反映させていくとともに、アジアから

³² Asean Secretariat, p7

³³ 港湾等の物理的インフラ整備の必要性は、欧米におけるGVC円滑化の議論においても広く共有されている。

の発信を強化することも不可欠である。

おそらく、欧米から見るアジアは、今後の草刈り場であり、開拓すべき市場である。他方で、アジアのサービス市場を広げていくには、日本が従来行ってきたような地道なハード・ソフト・人の各側面における支援が必要であり、これに欧米を巻き込んでいくことも検討が必要であろう。

このような形での、アジア・欧米のダイアローグの深化、自由化・ルール作りと協力・インフラ事業の整備の双方についての国際的な議論と分担構築とが今後益々重要となると考えられる。

VI サプライチェーンの地域性

GVCの思想は、地域と地域とを繋ぐ思想であるが、その前提としてそもそもサプライチェーンが十分に発達している地域としない地域があることが問題となる³⁴³⁵³⁶。

サプライチェーンはアジア、北米、欧州を中心として発達してきているが、消費地からの物理的距離、物的インフラの未発達は、南米やアフリカをGVCの恩恵を享受することを困難としてきており、国際的な議論は、こうした出遅れた地域をどうGVCに取り込むか、ということにも強い力点がある。

メガFTAは、南米やアフリカ、中東を迂回して現出してきており、取り残される地域の危機感は強い。

例えば、今年は、TICADの年であるが、アフリカを如何にアジアのバリューチェーンとつなげるか、という点についても引き続き議論が行われることを期待したい。

³⁴ Draper and Scholvin

³⁵ Baldwin 2012, p17

³⁶ ICTSD, p3

Ⅶ 産業界にとってのGVC

Think Supply Chain

1 産業界にとってのGVC

GVCについての国際的な議論の盛り上がりの背景には、現状に対する産業界のフラストレーションがあると考えられる。

産業は、付加価値分析が明らかにしたように、益々国際化しているのに、それを支える国際的な通商レジームが追いついていない現状への苛立ちである。

かつて、WTOが設立された頃は、産業界はWTOを支え、その中で国際的な通商レジームを育てようと積極的に支援した。

97年に、ITAやテレコミ・金融合意が成立したのも、主要国の熱意に加えて、産業界の強い支援と熱意があったことが重要な背景にある³⁷。

しかしながら、WTOは、2001年にドーハラウンドの開始にたどり着いたものの、その後の展開は、目を覆うべき状況である。WTOの「遅さ」、「狭さ」は産業界が求める理想と全く乖離してしまった。

他方で、FTA競争が激化し、またメガFTAへの動きが始まっている。

しかしながら、米国の産業界も含め、産業界が求めるのは、地域的なvalue chainの円滑化ではなく、グローバルなvalue chainの樹立である。FTAは、よりよい方向への一歩ではあるが、完全な解を与えるものではない。

GVCの議論が、今後、産業界の視点を反映して、真にグローバルな通商政策の展開の牽引力となることを強く期待したい³⁸。

より具体的には、例えば産業界の声が通商政策形成に届くメカニズムを上げること（メガFTAへの産業界の声の反映。WTOと産業界との関係強化（例えば、APECにおけるABACやOECDにおけるBIACのような産業界の諮問組織と対話の確立）等）、産業界のアジェンダがメガFTAやWTOに反映されること等が重要であり、GVCの議論がその牽引力となることを期待したい。

また、忘れてはならないのはGVCへの中小企業の関与促進である。原産地規則のスパゲティ・ボウルが中小企業のGVC参入の支障となっていることが指摘されているが、その他の障害要因についても、産業界の声を踏まえて積極的

³⁷ 中富（ITA）,p32 参照

³⁸ 経済団体連合会、経済同友会の提言にも、GVCの円滑化の重要性が強調されている。

な議論が行われることが重要である。

2 Think Supply Chain³⁹

上記に、今日、GVCについての議論を活発なものとしている要因を見てきた。日本も、アジ研の付加価値分析で、議論の展開に大きく貢献してきたが、今後は、GVCの国際的な議論を踏まえつつ、GVCの視点を踏まえて、積極的に政策展開をしていくことが求められよう⁴⁰。

GVCの切り口は、今後の通商政策の展開と通商レジームの発展にとって、重要な示唆に富むものであり、日本としても積極的に貢献していくことが必要である。

また、日本の産業界からの積極的なインプットと国際的な議論への参加が強く期待される場所である。

より具体的には、例えば、バリの閣僚会議で、日本の産業界がGVCの問題について主要国の産業界と連携して提言を行うことも考慮すべきではないか⁴¹。

今日の産業の国際化の進展に沿ったアクションを政府や国際機関にとらせること、そのために必要なインプットと国際連携を行うことが、産業界には求められている。

政府に提言を投げて終わり、というアプローチでは、うまくいかないことは明らかである。

³⁹ WEF2013, p25

⁴⁰ National Board of Trade, Sweden,が米EUFTA交渉において、value chain 全般を念頭に置いた value chain approach を提唱していることは注目に値する。

⁴¹ 具体的に ICTSD、ICC等と米EU産業界等との連携の動きあり。

Ⅷ 「サイロ」アプローチから「包括的 (holistic)」アプローチへ

(I S C A)

2013年1月の WEF enabling trade report は、GVC の変化と課題に対応するためには、個別の案件に対応するサイロ型のアプローチは最早限界に来ており、包括的なアプローチが必要であると提言している。そして、その方法として、FTAによる差別的な対応と、結果を均てんするアプローチとがあること、セクター別に対応する方法と業種横断的な方法とがあることを指摘している。GVC 発展とその分析が、なぜ通商ルールの包括的な対応を支持するものとなるのか、もう一度概観してみよう。

① GVC の変化と課題への通商ルールの対応の遅れ

まず、通商ルールは、ウルグアイラウンドの終結（1993年）以来、ほとんど変化をしていない。URの開始は、1986年であり、交渉の柱となる思想は更にそれ以前に考えられたものであり、投資・競争ルール、TBTが対象外となるなど、GVCの急速な展開と、IT化による第2のアンバンドリングを反映したものではない。

内容的には、ドーハラウンドは、その交渉範囲が主としてマーケットアクセスに限定されており、サービス貿易、behind-the-border measures を十分カバーしておらず、GVCの展開に十分対応するものとなっていない。また、GVCにおける付加価値創出プロセスに対応した議論（例 スマイルカーブ）にも対応していない。

しかも、交渉の時間軸を見ても、2001年の交渉開始以来12年を経て未だに交渉の行方が見えておらず、その「狭さ」と「遅さ」は、最早GVCの実態と要請に対応するものではない。

対応すべき課題も、GVCの課題に応じて順位付けし直すことが不可欠である。

② WTO の代替選択肢としての FTA の不完全性

GVCの実態を見ると、様々な阻害要因が存在する中で、それを解決すべきWTOの alternative としてのFTA、特にメガFTAについては、期待は高いものの、まだその成果とポテンシャルについて、実績と定説がない。

WTOとラウンドが低迷する中で、FTA、とりわけメガFTAが、今後通商分野のルール作りと自由化をリードしていくことが予想されるが、それが、GVCの課題に完全に対応し、望ましい解を生み出すかどうかは、更に検証が必要である。

③ 予想される制度の分極化（ルールのスパゲティーボウル）」

しかも、FTAは、その定義上、地域貿易をカバーするものであり、また、域

内外の差別が原則であるので、本質的にグローバルな解を直接的に目指すものではない。

グローバルな通商システムが、メガFTAから生まれてくるには、その間の調和作業が不可欠であり、また、その作業には時間がかかる。

④ 産業界の声とGVCの実態への対応

産業界は、GVCの阻害要因を解決して、円滑なGVCの展開を可能とする枠組みを求めているが、WTOはその声に応じておらず、また、FTAの行方は不透明である。

こうした、GVCの現状は、いずれも、通商レジームの現状に対して、包括的かつ迅速な対応を迫るものである。

このため、GVCの議論は、不可避免的に通商システムの変革に向けた行動を迫るものとなる。

ドーハラウンドのアジェンダ設定が、いわば、貿易ルールの枠組みの観点から議論されたのに対し、GVCの議論は、企業活動の国際化と国際価値連鎖の実態から、通商分野における今後の作業と交渉とを捉え直すことを要請するものである

筆者が昨年末以来展開している、ISCAの提案は、GVCの展開と分析を踏まえたものであるが、GVCの分析から踏み出して、GVCの課題を実現するための今後の政策対応についてISCA提案を中心に、議論したい。

1 円滑なGVCを実現するために、何をすべきか。

この問いかけに対する答えは、単純ではない。

GVCの概念が広範であること、また、ルールの面から見ても、様々な要素と分野に関係するからである。

このことから、アジアでは、コネクティビティーの観点からの対応を求める議論が盛んであり、欧米はサービスと貿易円滑化に重点を置いた議論が盛んであり、重点の置き方が異なるものとなる。

どの場を使ってGVCの目標を実現するか、この点についても戦略が必要である。

真にグローバルな通商ルールの改善という観点から見れば、本来は、WTOが、GVCについて本格的な議論をし、またラウンドがその実現の場となることが望ましいはずである。

日本が、ドーハラウンドのアジェンダとして、貿易と投資、貿易と競争を入れ

ることを主張したのも、このような観点からであった⁴²。

しかしながら、その後の現実を見ると、WTOに現時点でこれ以上の重荷を負わせることは、全く現実的でない。

それでは、FTAはどうか？

特に今後のメガFTAは、広域のバリューチェーン円滑化を踏まえて交渉していくことが必要である。また、現実にも、今後動くFTAは、TPPにせよ、日EUにせよ、RCEPにせよ、日中韓にせよ、程度の差はあれ、バリューチェーンの視点を踏まえて交渉が進むことになるだろう。

ボールドウィン教授のWTO 2.0は、GVCの展開に必要なルール作りをメガFTAが実現するという分析であり、また思想である。

おそらくは、当面は、メガFTAがGVC解決の主な牽引力となることは間違いないだろう。

他方で、FTAは、そのままでは決してグローバルな解につながるものではない。メガFTAがWTOを置き換えるという思想は、そのままでは実現しえない。また、ボールドウィン教授も、今後メガFTAによる、差別と分極化(fragmentation)が進行するとしている⁴³。

このような観点から考えていくと、メガFTAだけに頼るのではなく、メガFTAを補足し、将来の通商ルールの基礎となるべき枠組みが必要と考えるのが自然である。

こうした背景を踏まえて、筆者が2012年11月に、前述のE-15プロセスで提案したのが、ISCAである。

2 ISCAとは

ISCA (International Supply Chain Agreement) は、筆者が、12年11月にジュネーブで開かれたGVCに関する米州開銀 (IADB) とICTCD共催のE-15会合でフロートした、GVCに関する包括的なプブリ合意の提案である。

筆者は、プブリ合意であるITA及びACTAに深く関与し、その実現に貢献した経験から、WTOを補完するツールとしてのプブリ合意のポテンシャルに着目しており、プブリ合意を戦略的に構成すれば、単一のイシューだけではなく、複数のイシューを束ねて交渉することも可能である旨を指摘してきた⁴⁴。

⁴² TBTも筆者が中心となって、アジェンダ化することを主張したが、各国の理解が得られなかった。

⁴³ Baldwin 2012 p20 参照

⁴⁴ 中富 (ITA・ACTA) p89 参照。その中では「国際ビジネス円滑化協定」を例として挙

過去の成功事例とGVCについての関心の高まり・産業界の支持を踏まえると、GVCをプリア合意として議論・交渉する必要性・可能性があると考え、提案したものである。

詳しくは、別添のISCA提案そのものを見ていただくとして、ここではその概略と考え方について説明したい⁴⁵。

1) ISCAの基本原則

ISCAのコンセプトを考えるに当たって、筆者は、いくつかの基本原則を設定した。以下に、主なものを述べよう。

- 1 WTO協定に整合的でありそれを補完するものであり、将来のWTOルールの基礎となるべきものであること
- 2 ドーハラウンドを阻害（undermine）しないこと
- 3 クリティカルマスとメリットのMFN均てんが基礎となるべきこと
- 4 原産地やルールの「スパゲッティボーウル」の解消に資するものであること
- 5 交渉は短期での終了を目指すこと
- 6 産業界との密接な連携を基礎とすること

若干補足しよう。1と4とは、表裏一体の関係にあるが、GVCの目標はグローバルなビジネス環境の整備にあるので、単に一部地域のバリューチェーンの円滑化に資するものでは不十分、また、異なったビジネス環境やルールが乱立することは不相当との観点である。

メガFTAは、バリューチェーンの改善に資するが、しかし、グローバルな解を提供するものではない。メガFTAは地域的に限定があり、またあくまで地域的なルールを定めるものであって、それ自体では、WTO2.0として、グローバルなメンバーシップとルールとを持つWTOを代替できるものではあり得ないと考えられるからである。

2は、当たり前のように見えてそうではない。現在進行中のドーハラウンドの案件を、プリア合意として抜き出せば、その分野でのラウンドの動きを止めてしまう危険があるからである。従って、ドーハラウンドでカバーされている案件は議論の対象としないことが適当であろう。2011年のWTO閣僚会議の結果として、案件の切り離しと異なった速度での処理の可能性（ITA、貿易円滑化等）についてメンバー国のコンセンサスが生まれつつあるが、WTOの中で

げている。

⁴⁵ 英語版は、Nakatomi (ISCA)参照

動きがあるものを外で議論すれば大きな混乱が起きることは間違いない。

3については、プブリ合意なので、クリティカルマスを構成する主要国の参加を確保する必要性は当然として、MFN均てんを基礎とするか否かは、大きく見解の分かれるところである。

MFN均てんの問題は、別の見方をすれば、非参加国のただ乗り (free riding) を認めるか否かという問題になるので、WTOメンバー国の間でも大きく意見を異にする。

しかしながら、過去のプブリ合意の成功例 (ITA、テレコミ・金融サービス合意) は、MFN均てんが基礎となっており、その前例にならうことが、プブリ合意成功の確立を高めることは間違いない。

逆にMFN均てんを前提としないと、プブリでの合意についてWTOにおける位置づけを確保していくことは著しく難しくなるであろう⁴⁶。

メガFTAによる、非MFNアプローチが進展していく中で、将来のマルチルールを目指し、グローバルな秩序を考えるためには、どうしてもグローバルな共通ルールの思想が必要となると考えられる。これは、4にも深く関係してくる。メガFTAによる部分解の「積み上げ」ではルールのスパゲティーボウルを招くことは避けられないであろう⁴⁷。仮にメガFTAがもたらすルールのスパゲティーボウルは事後的に解決可能であるにしても、そこに至るまでの道筋は、長くまた困難なものとなるであろう。

5は、ドーハラウンドの「失敗」から考えて当然の要請である。ラウンドに対してFTAが選好されるのは、そのスピードも重要な要素である。ISCAは、スピード感を持って交渉されなければならない。従って、それを可能とするように、アジェンダと野心のレベルも調整が必要であろう。メガFTAが生むであろう分極化された制度の障害が出る前に、ISCAを進める必要があると考えるからである。また、dog year で事業を展開する産業界にとってもスピードは極めて優先度の高い課題である。

こう考えると、参加国は、互いに覇権争いをしてはならない。

例えば3年といった期間を区切り、その間に交渉を終了させられるように、重点分野に交渉項目を絞ることも必要であろう。

また、まずは、壮大な結論の出ない交渉よりも、参加国による制度のハーモナイゼーションに重点をおくべきである。それだけでも、国際通商システムとGVCにとっては、大きな意味がある。(ACTAのケースを想起してほしい。)

6は、極めて重要である。誰のために交渉するのかを明確に意識することが必要であり、産業界との密接な連携を図ることが必要である。WTOの大きな問

⁴⁶ 中富 (ITA) p77 参照

⁴⁷ 韓国の経験について中富 (TBT) 参照

題点のひとつは、産業界との「距離」にある。政府間の調整機関としての性格を強調するあまり、政争に明け暮れ、グローバルな経済と産業の実態に目を背け続けた結果が、今日のWTOとラウンドの危機を招いていることは明らかである。

2) ISCAの対象分野

次にそれでは、ISCAの対象とする分野は何か。

今見てきたように、まずは、産業界との調整が必要である。その上で、重すぎるアジェンダとならないように焦点を絞る必要があろう⁴⁸。

例えば、候補としては以下の分野が考えられるだろう。

まず、WTO協定でカバーされている分野について。

ラウンドで交渉されている分野をISCAの対象分野に入れることはラウンドに悪影響を与えるので非生産的である。

この点を踏まえると、ラウンドでカバーされておらず、また behind-the-border measures として産業界の関心の高い TBT、SPS が候補になる。

貿易円滑化については、万々ラウンドでうまくいかない時にのみ候補になりうるだろう。

輸出規制も重要な候補である。

WTO協定でカバーされていない分野としては、産業界の関心と重要性、FTAでの展開を考慮すると、

貿易と投資、貿易と競争（いずれもラウンド当初は、シンガポールイシューとしてラウンドのアジェンダの一部であった。）、電子商取引、特恵原産地が候補になるだろう。

現実には、メガFTAが動く中で、ISCAを動かしていくことは簡単ではない。主要国の関心はメガFTAにあることは紛れもない事実であり、またメガFTAが今後の通商政策の牽引力となることも確実である。

また、例示分野を全部入れてISCAを動かそうとすれば、ミニラウンドを新たに動かそうとするようなもので、ISCAは「沈没」してしまうだろう。産業界と政府とが密接に連携し、重要な分野（例えば投資と競争）を選択し、その分野に集中して、イニシアティブを動かしていくことが現実的であろう。

メガFTAが牽引力となることを前提とし、他方でメガFTAがもたらさるであろう問題点とリスクとを予測し、将来のマルチのルールを目指して努力することが、今こそ求められているのではないだろうか⁴⁹。

⁴⁸ 中富 (ITA) p48 参照

⁴⁹ Nakatomi (VoxEU) 参照

3) W E F Enabling Trade Report と世界銀行ブログ

昨年11月のICTSD・米州開発銀行主催のE-15会合の時はISCAについて、議論は収斂しなかった。

しかし、その後、幸い世界銀行が、GVCについての包括的(holistic)なアプローチとして、ISCAに注目し、2013年1月に世界銀行のブログに、Bernard Hoekman と Selina Jackson が連名で、ISCAを、GVC問題についての包括的な対応の案として紹介している⁵⁰。

また、世界銀行が編纂に協力しているW E F (ダボス会議)のEnabling Trade 2013にも、レポートのレコメンデーションとして、GVCへの包括的な取り組みが必要とし(サイロ型のアプローチからholisticなアプローチへの転換が必要としている)、同じくISCAを紹介している^{51,52}。

またスウェーデン貿易委員会も、GVCと米E U F T Aに関するレポートの中で、ISCAを紹介している⁵³。

ISCA提案は、GVCの問題に具体的に結論を出していくための、一つの道筋を提供したものである。その根底にある思想は、グローバルな課題に、政府と産業界とが連携してイシューベースでグローバルな解を考え、発信し、実現していくというアプローチである。

GVCの問題に、各国政府と産業界が真剣に対応すれば、I T AやA C T Aと同様に必ずや成果を生む現実的なアプローチであると考えている。

メガF T Aの展開だけに身を委ねることは、日本にとって危険である。戦略的な選択肢の一つとして、是非ISCAのような攻め玉・選択肢を持ちつつ、迫り来るメガF T Aの荒波に対応していくことを強く期待したい。

ISCAの内容については、政府と産業界とが連携して、柔軟に内容を決めることが可能である。現実的に対応可能なように、イシューを選択していくことは当然であろう。

メガF T Aの時代に、なかなかこうした作業が困難である事は承知しているが、時には「急がば回れ」の作業が役に立つこともある。

メガF T Aの時代に臨み、政府と産業界とが連携する新しいアプローチとして、議論が行われることを期待したい。

⁵⁰ World Economic Forum(2013), p27

⁵¹ Bernard Hoekman and Selina Jackson

⁵² ISCA提案にW E F、世界銀行が短期間に反応したのは、GVCの課題に通商システムが追いついていない危機感が共有されているためと思量する。

⁵³ Sweden National Board of Trade, p6,p20

Ⅸ 今後の通商システム形成のシナリオ

1 メガFTAと今後の通商システム

WTO・ドーハラウンドの低迷の中で、今後暫くの間、通商分野の自由化とルール作りの主たる牽引力は、FTAが担うことが予想される。

特に、経済活動・通商それぞれの面で、大きなカバレッジを有するTPP、日EU、RCEP、日中韓、そして米EUといったメガFTAは、通商システムの変革に大きな役割を担うことが予想される。

他方で、メガFTAは、本質的に、地域的に閉じ、地域のサプライチェーンを対象とするものであり、メガFTA相互の調和作業が進まないと、真にグローバルな通商ルールは生まれてこない。

場合によっては、メガFTA間で、ルールのスパゲティーボウル現象（ルールの fragmentation）が生じる危険性もある。

また、メガFTAは、特定国間の協定であり、参加国と非参加国との間の差別が前提となる。

FTAは、参加国間の障壁を非参加国と比較して低める枠組みであり、1920年代の経済ブロックが、非参加国との間の障壁を高める枠組みであるのと異なるが、域内外の通商を差別するという点では共通性がある。

従って、メガFTAに招かれない国と参加国との差別の問題が起こる⁵⁴。FTAによる Trade diversion の弊害についての議論は最近下火であるが、仮にFTAによる全体的な貿易転換効果は小さいにしても、国と国との競争力にFTAが与える影響は大きい。

2 シナリオ 1～4

真にグローバルなルールとバリューチェーンの確立とメガFTAとの関係をどう見たらよいか。

中長期を見通したとき、メガFTAは、世界の通商レジームにどのような影響を与え、また、どのような役割を果たすのであろうか。

この点については、まだ、十分な議論が行われているとは言えない。

本稿では、3つのあり得べきシナリオについて述べ、より望ましいシナリオに近づけるための方策として、明確な通商システムに関するビジョンの必要性、

⁵⁴ 従って、例えばバグワティ教授は、TPPに批判的である。(Bhagwati)

「世界解」の必要性、GVCの思想と産業界の視点の必要性、イシューベースの国際ルール作りの思想⁵⁵、透明性の必要性について述べることにしたい。

シナリオ1 楽観的シナリオ (Euphoric Scenario) (図1参照)

メガFTAの推進論が、暗黙の前提として描いている楽観的シナリオを敢えて、敷衍して述べてみよう。

前提として、おそらく暗黙裏に次の点が想定されているものと推測する。

- 1) メガFTAは、早期に締結される。
- 2) メガFTA相互の間では、ルールの fragmentation (ルールのスパゲティーボウル) は、存在しないか、存在しても軽微である。
- 3) また、ルールのスパゲティーボウルについては、メガFTA相互の間で、調和が可能であり、調和が実際に行われる。
- 4) そのような、調和作業には時間がかからない。
- 5) 調和の結果生まれるルールは、WTOのルールの基礎となる。
- 6) メガFTA内外 (参加国と非参加国) のルールの相違は、大きな問題を生じない。(あるいは、事後的に解決すればよい二次的重要性しか持たない。)

これらの前提を仮定すると、

メガFTAは早期に締結され、その間のスパゲティーボウル現象は早期に解決され (「ラザーニャ現象(Lasagna Plates)⁵⁶」とも言われる。)、そこから新分野を中心とした de facto の新しい通商ルールが生まれ、将来のWTOの基礎となる、という理想のシナリオが書けるであろう。

しかし、そのためには、上記の前提が正しいことが必要である。

シナリオ2 WTO 2.0 (図2参照)

次に、Richard Baldwin 教授のWTO 2.0のシナリオを見てみよう⁵⁷。

ボールドウィン教授は、20世紀型通商ルールを規律するWTOに対し、メガFTAが21世紀型通商ルールに対応したWTO 2.0を作り出すという議論を展開しているところである。

⁵⁵ ISCAも、複数分野におけるイシューベースのプल्ली合意による国際ルール作りの例である。

⁵⁶ ICTSD・IADB (FTA) p24-25

⁵⁷ Baldwin 2011,2012

即ち、WTO 2.0については、参加国・適用ルールがWTOと異なるので、WTOと切り離れた存在となりうるという立場が前提にあると考えられる。まず、ルールの内容から見て、WTOが20世紀型ルールを扱うのに対し、WTO 2.0は、MNEの国際展開に対応した21世紀型のルール（投資、競争等）を扱うので内容的に切り離せる、またWTOの意思決定メカニズムの欠陥からWTOが21世紀型ルールを作り出すことは不可能、という立場である。また、参加国については、サプライチェーン貿易の実態から見て、米EUアジアを中心とした特定の国・地域が重要である、との立場であり、参加国の普遍性は少なくとも一次的な重要性は持っていない⁵⁸。そこから、WTOとWTO 2.0とが並立する通商システムの在り方を予測している⁵⁹。WTOとWTO 2.0との将来的な調和のプロセスについては必ずしも明確ではない。

シナリオ3 ルールのスパゲティーボウル（Fragmentation Scenario）（図3参照）

シナリオ1、シナリオ2がいずれも、WTO・ドーハラウンドの低迷に対する強い不満と諦観の上に描かれていることは間違いない。メガFTAが、今後の国際的な自由化とルール作りの牽引力となることには疑いが無いが、しかし過度の楽観的な見方は危険である。

それでは、シナリオ1について、現実性を見てみよう。

前提1)については、メガFTAは、その野心の高さ、複雑性と経済的影響、参加国の数と多様性から考えて、一般的に見て決して容易ではなく、交渉に「時間がかかる」と見ることはむしろ当然である。NAFTAを初め、過去のメガFTAの事例を見れば時間的要素についての安易な思い込みは禁物であろう。間違えば、交渉頓挫のリスクもないわけではない。

メガFTAについては、早期の交渉締結に向けた参加国の真剣な努力が不可欠であるが、仮に参加国の強い意思を前提としても、一般的に見て交渉には時間を要すると見るのが妥当であろう⁶⁰。

前提2) 3) について。

⁵⁸ おそらくは、WTOの現状に対する警鐘という意味での議論と考えられる。

⁵⁹ ボールドウィン教授の、WTO 2.0は、必ずしも組織論ではないので、メガFTAが作り出す21世紀型ルールの集合体と解釈することも可能である。

⁶⁰ 個別のメガFTAの見通しについて言及するものではない。

この点は、今後の交渉推移を見ながら検証していく必要があるが、ガット・WTOにおける交渉が長期間を要するのと同様、経済システムの違いを調整する必要性が高いメガFTAにおいては、国と国との規制枠組みや経済インフラの違いから、システム間の調和作業は難航することを予想するのが自然であろう。別添1、2の図で、メガFTA 1～3の特定分野の規律が調和的になる、という保証は必ずしもない。

韓国が対EU、対米FTAで、自動車分野・電子電気分野で、国際標準について異なる定義を用いざるを得なかった例が典型であるが⁶¹、TPP、日EU、TTIPの今後の展開の中で、知的財産、情報、競争（SOE）等の様々な分野で大国の制度や規制思想の違いを反映して、メガFTAの内容面で様々な違いが生じることは避けられないであろう⁶²。即ち、メガFTA間の規律が調和的に設定されるという保証はない。また、交渉は独立に行われるので、メガFTA間で異なる内容を持った合意が生まれ、それが並立することは当然に予想される。前提4）について。

また、同じ理由で、ルールのスパゲティーボウルが生じた場合に、その調整が短期間で行われるという保証はない。

前提5）について。

メガFTA間で調和的ルールが生まれない場合には、WTOルールの基礎とすることもできない。

前提6）について。

メガFTA内外（参加国と非参加国）のルールの相違は、大きな問題となるという見方も十分に成り立つ。サプライチェーンは、MNEの国際展開の変化に対応し、調達・生産・流通の各側面で日々変化しており、また、サプライチェーンはグローバル化が進行している。真に必要なのは、地域の通商ルールではなく、グローバルな通商ルールとサプライチェーンである。

シナリオ1の仮定を見ていくと、実は、前提とする諸条件によっては、シナリオ3（ルールのスパゲティーボウル）が現実化する危険性が大きいことに気付くべきである。

シナリオ4 調和のとれた通商政策の形成

それでは、今後、メガFTAが、将来のグローバルな通商システムの基礎とな

⁶¹ 中富（国際標準）参照

⁶² 日本は、メガFTAのハブとして、また米国やEUを仲介できるルール先進国として、国際ルールの混乱を事前防止出来る地位にあり、メガFTAの結果による混乱防止に主導的役割を果たしうるし、また果たすべきである。中富（ITA）参照。

るように動かしていくにはどのような方策が考えられるであろうか。
WTO・ドーハラウンド低迷の中で、メガFTAの推進は、今後の通商レジーム形成の基礎となることは、間違いないが、単にメガFTAが自律的にグローバルな通商秩序を作り出し、GVCの課題にこたえていくと過信することには危険がある。
今後の、メガFTAでの真剣な努力と対話が基礎となるが、まずは、以下の諸点について留意することが重要であろう。

1) 将来の通商システムについての明確なビジョン

第1に、将来の通商システムについての、明確なビジョンを持つことである。米やEUは、それぞれに、通商分野についてもヘゲモンとして覇を競い合う傾向が強いので、実際には、その双方の立場を仲介しうる位置にあり（TPP、日EUFTAを通して、日本は通商政策の「ハブ」の位置にある。）、また、経済システムの在り方について柔軟性がある（困難な分野もあろうが）日本の役割は極めて重要である⁶³。米EU間の制度調整は過去に累次の試みがあり、今までもその成功の確率は必ずしも高くはない。
日本は、たんなる辺境の国ではなく、メガFTAの時代にあり、今後の通商システムの在り方を決めるキャスティングボートを握っている。

2) 「世界解」を目指すこと

第2に、「地域解」ではなく「世界解」を描くことが必要である。産業界が求めているものも、FTAによる地域解ではなく、グローバルな解であり、グローバルなバリューチェーンである。必然的に、将来のWTOとWTOルールを念頭に置いた交渉展開が不可欠である。
WTOの役割を忘れ、過小評価することは危険である。
WTOとラウンドの現状には、極めて問題があることは確かであるが、現実に関心を背けることなく、WTO改革についての本格的な議論を開始する時期が来ている⁶⁴。
また、WTOのドーハラウンドは先に述べたように困難な状況にあるが、他方で、その司法機能と委員会等における日常の監視・行政的機能は動いている。パネルによる司法機能を支え活用するとともに、各委員会の活動を支え、WTOのソフトローの形成を支えていくことは、グローバルな通商システムを支えていく上で極めて重要であることを付言したい。

⁶³ ACTAにおける日本の貢献を参照されたい。（中富（ITA, ACTA）p52-54 参照）

⁶⁴ 中富（WTO改革）参照

3) GVCの思想

第3に、グローバルバリューチェーンの思想であり、産業界の視点である。GVCの必要性については、日本のみならず欧米の産業界も含め、幅広い産業界の共通認識となりつつある。WTOに欠けているのは産業界の声に耳を傾ける姿勢であるが、メガFTAも、国と国とのヘゲモニー争いに陥り、産業界のニーズを忘れれば、WTOの失策の轍を踏むこととなろう。

今まで産業界は、WTOの動きに無関心であり過ぎた。また、WTOは産業界の要請と国際経済の実態に鈍感であり過ぎた。

例えば一例は、産業界とWTOとのコミュニケーションの不足である。

APECには、産業界の声を反映する諮問組織としてABACがあり、また、OECDにはBIACがあつて、積極的にそれぞれの活動にインプットを行っているが、WTOにはこうした産業界を代表する諮問組織は存在しない。

WTOは、政府間の交渉の場としての性格を強調し過ぎた結果、長期にわたって政府間の対立と反目から目立った成果を生まない状況が続いており、結果として、産業界のWTOへの関心を失わせ、FTA競争を激化させる状況を招いてしまった。

産業界は、もっとストレートにWTOにインプットし、WTOはその声に耳を傾けるべきである。さもなければ、WTOは衰退と存亡の危機に直面することとなろう。

4) イシューベースの国際ルール作りの思想

第4に、イシューベースの、国際ルール作りの思想である⁶⁵⁶⁶。(図4参照)

メガFTAとWTOとを対立構造として捉えるのではなく、メガFTAの成果をイシューごとに将来のWTOルール基礎として発展させるとともに、イシューベースでのプल्ली合意を活用することが重要である。

本年4月の経団連の提言は、「統一軸」の必要性を強調しているが⁶⁷、日本としての分野別・イシューベースの統一軸を作り、ぶれない対応で、様々なメガFTAに臨むことが重要である。

この作業は、日本の国益を守り、また、日本の産業界の目標を実現していく上で決定的に重要であると考えられる。メガFTAの交渉において、「統一軸」なく受け身の対応に回することは、米EU中国という大国の間で日本が漂流する危険を伴うものとなろう。

65 中富 (ITA), p58-62 参照

66 中富 (VoxEU) 参照

67 筆者が本年3月の経団連貿易投資部会での説明で使った用語であり、それが採用されたことは喜ばしい。

また、メガFTA交渉が終結した後の、ルールのスパゲッティボウル現象修正は大変に困難となろうから、米EUを含めた主要国と事前に、イシューベース・分野別にプルのイニシアティブを進め、問題の事前回避を進めることも極めて重要である。

筆者は、グローバルサプライチェーン円滑化の進め方として、昨年11月にISCAを提案したところであるが、メガFTAの進展を踏まえつつ、主要国が産業界と連携して、重要分野を選択し、プルでの合意形成を目指すことは、メガFTAの交渉進展、将来におけるルールの fragmentation 回避、将来のWTOルールの基礎作りから見て非常に重要と考えられる。

なお、イシューベースの調整は、仮に「合意」に至らない非公式なものであっても、極めて重要である。

かつては、日米EU加の四極の間に、四極貿易大臣会合の枠組みがあり、重要な通商政策上の課題についての密接な調整が行われていた。今日では最早この枠組みは存在しないが、メガFTAの時代において、主要通商プレーヤーの間の非公式な立場の調整の役割は極めて高いと考えられ、何らかの調整枠組みを模索する時期が来ていると考えられる。

この点についても、日本としての積極的対応と提案が求められている。

5) 「透明性」と「開示」・「情報共有」

第5に、「透明性」と「開示」・「情報共有」の要素も極めて重要である。

FTAのWTOにおける審査が事実上機能を止めている中で、FTA（特にメガFTA）がWTOを override していく事態が発生している。

FTAのマルチ化、WTOルールの地域化が今こそ求められているが、その作業の基礎になるものは、透明性であり、正確な情報の流通である。

ルールのスパゲッティボウル、メガFTAによる通商システムの分極化を防ぐためには、FTA内部における手続規定の整備と透明性の確保（例 パブリックコメント手続）、FTAの対外的透明性の確保が不可欠と考えられる。これは、GVC確立の要請にも直接に資するものである。

これらは例示であるが、メガFTAを調和的な通商レジームの形成に資するようには、各国の国際的な連携が不可欠である。また、その前提として、国内的には、産官学法曹で、真剣な戦略的検討を行い、日本の対応を決定し、発信に取り組んでいくことが必要である。ぶれない「統一軸」が今ほど必要な時はない⁶⁸。

⁶⁸ ジュリスト（小寺・中富対談），p109 中富発言参照。

GVCの議論は、本稿に見てきたように、多様な関心から活発化しているが、メガFTAの台頭、WTOラウンドの低迷の中で、通商政策の今後とそのグローバルガバナンスの在り方に、有効な視点と切り口を提供するものである。我が国も、産官学法曹が連携し、その動きの中に入り、通商分野のグローバルガバナンスを実現すべく、積極的に行動し発信していくことが望まれる。本稿がその一助になることを期待したい⁶⁹。

⁶⁹ VoxEU (GVC /ISCA,2013) 2013)参照

2012. 10. 29

国際サプライチェーン協定 (International Supply Chain Agreement (ISCA))
コンセプトペーパー
イシューベースのプルリアプローチによるグローバルサプライチェーン改善¹

中富道隆
RIETI

1 必要性と背景

ビジネス活動のグローバル化への対応の必要性

WTO ドーハララウンドの進展の「遅さ」と交渉範囲の「狭さ」

自由貿易協定 (RTA) の台頭と、その結果としての原産地規則と通商ルール・規律の「スパゲティーボウル」

- ・ 大国の絡んだ RTA 間のルールの分断 (fragmentation) は最も深刻な問題を生む。
- ・ 巨大 RTA は、国際貿易の自由化とルール作りにとって不可欠であるが、グローバルな解を提供するものではない。

2 改革に向けての手段

1) 対応する分野における WTO 交渉

鉱工業品市場アクセス (NAMA)、サービス、貿易円滑化、ITA の品目拡大等
しかしながら、その進展には多くを期待できない。

2) 巨大 RTA

TPP、米 EUFTA、日 EUFTA などの巨大 (地域間) RTA は、統一的なグローバルルールに向けての調和作業を伴う場合に限り、グローバルなサプライチェーンの展開と効率的な運営を円滑化するものである。

国際サプライチェーン協定 (International Supply Chain Agreement (ISCA)) は、複数の原産地規則と通商ルールによる「スパゲティーボウル」現象を解消するメンバー国間の調整メカニズムとなりうる。

¹ 本コンセプトペーパーの原版 (英語) は、2012 年 11 月にジュネーブで開かれた、ICTSD と IADB (米州開発銀行) のグローバルバリューチェーンと RTA に関する E-15 専門家グループ会合に提出されたものである。

3) ISCA

特定の優先分野におけるグローバルサプライチェーン改善の方法として、1997年合意のITA（情報通信合意）、基本電気通信サービス協定、金融サービス協定や2011年合意の偽造品の取引の防止に関する協定（ACTA）の成功例に倣い、プルリ（複数国間）の交渉を開始する可能性を検討すべきである。

3 ISCAの基礎となる基本原則

1) 複数の分野をカバーするプルリ合意

2) WTO協定に整合し、それを補完するものであり、将来のマルチルールの基礎を作るものであること

a) 現存のWTO協定の補完

（参考 ACTAはTRIPS協定プラス）

例 TBT協定

b) WTO協定が存在しない分野でのルール・規律新設

例 競争、投資、電子商取引、特惠原産地規則

3) ISCA交渉はドーハラウンドを遅らせ、また支障となってはならない。

ISCAの交渉分野はドーハラウンドと重なるべきではない。

例 貿易円滑化は、ラウンドでの進展が明らかに望めないものでなければ、ドーハラウンドで追求されるべきである。

4) 有志国による推進と参加（クリティカルマス）

米国、EU、日本、他の先進国、有志途上国

5) WTO外の協定

6) 最恵国待遇（MFN）が基礎

協定による利益は、将来のWTOルールの基礎としてその分野の事実上の国際標準となることを目指し、原則として非参加国に対しても均てんされるべきである。

ただ乗り（フリーライディング）論は従来強調されすぎてきた。

最恵国待遇の例外については、更に議論すればよい。

なお、関連するWTOルールが存在する場合には、通常WTO協定で最恵国待遇が義務付けられている。

- 7) 通商ルールの分断とスパゲティーボウル現象を避けること
交渉の過程で、参加国は巨大 RTA がもたらす通商ルールの分断を解決することを目指すべきである。
- 8) 交渉のタイムフレームと目標
最大限 3 年内の交渉終了
ビジネス界は迅速性を求めている。
また、迅速性は、巨大 RTA のもたらす咀嚼不可能なスパゲティーボウルの現出を防ぐために必要不可欠でもある。
参加国は、野心の水準を注意深く調整する必要がある。
現存するビジネス慣行とルールの調和が、交渉の一次的な目標とされるべきである。
大国は、ヘゲモニー争いに陥ってはならない。
- 9) 紛争解決手続
交渉の遅延を避けより多くの国の参加を可能とするために、紛争解決手続は、厳格すぎないことが必要である。
ACTA 参照。
- 10) ビジネス界との十分な協議
ITA と同様に、ビジネス界の完全な関与がニーズの把握と交渉の成功に不可欠である。
- 11) 透明性
ISCA が将来の多国間ルールの基礎となることを可能とするため、交渉の透明性が非参加国とビジネス界にとり必要である。

4 ISCA でカバーされるべき分野

- 1) 交渉アジェンダをビジネス界との密接な連携で定めること
交渉分野を選択するに当たっては、ビジネス界の見解と意見を尊重し考慮しなければならない。
- 2) 定められた短期の交渉期間に交渉が終了するよう交渉アジェンダを絞ること
ほとんど全ての WTO 協定は何らかの形でグローバルサプライチェーンに関

連している。野心のレベル、参加国の範囲、交渉スピードは相互に関連している（ACTA 交渉で使用した表参照。別添）。

交渉アジェンダを過重にすることは、初めから交渉を停滞させ潰すに等しい。

3) 検討すべき分野

以下は、議論を活性化させるために ISCA 交渉のアジェンダに入れることを検討すべき、または検討することが可能な分野とイシューの例である。

他の分野とイシューも検討可能である。

3.1) WTO 協定で既にカバーされている分野

a) 貿易に関する技術的障害（TBT）と衛生植物検疫（SPS）関連措置

TBT 関連措置は明らかにビジネス界の関心分野である。

多くの「国内」（behind the border）措置や非関税措置は TBT 関連措置に関係がある。

ISCA は、更なる明確性、透明性、good practices 等を導入することにより、TBT 協定を補完し越境ビジネス活動を円滑化することができる。

同様に、ISCA は、SPS 協定の特定要素を補完することができる。

b) 貿易円滑化

貿易円滑化は、ドーハラウンド（DDA）で貿易円滑化交渉が進展しない場合に限り、ISCA の交渉アジェンダに付け加えられるべきである。

c) 輸出規制

WTO ルールは輸出規制に規律を課するが、それらは輸入規制の規律よりもずっと弱いものである。

グローバルサプライチェーンの展開と効率的な運用を円滑化するため、輸入規制と同様に明確な形で輸出規制を規律するルールを設けるべく議論が行われるべきである。

3.2) WTO 協定でカバーされていない分野

a) 投資

貿易と投資は、カンクーン閣僚会議でドーハラウンド（DDA）から落とされた。

投資保護だけでなく、投資自由化が必要であることが益々明確になりつつある。

一国が単独で他の国の政府にその投資レジームの問題を解決するよう説得することは不可能である。

投資ルールについて、共通の立場を固めることが不可欠である。

投資ルールは、先進国のみならず、対内直接投資（FDI）や海外への投資機会（先進国から途上国、途上国から途上国、途上国から先進国への投資）を必要とする途上国を裨益する。

b) 競争

貿易と競争もカンクーン閣僚会議で DDA から落とされた。

競争ルールは、例えば、国営企業（SOE）や寡占的供給者による反競争的慣行を規律し、また差別的な輸出管理に対処するのに有益である。

国営企業については、まず国営企業の定義とそれが服すべき規律について真剣な議論が行われるべきである。

c) 電子商取引

電子商取引における最恵国待遇（MFN）、内国民待遇（NT）、マーケットアクセス（MA）、知的財産の保護（IPR）は、明らかに、有志国の協力が国際ビジネスにとり意味のある結果を生むことが出来る分野である。

d) 特惠原産地規則

非特惠原産地規則の調和作業はドーハラウンド（DDA）でカバーされているが、その多面的な性格（統計、trade defense、quota management 等）から進展が見られない。

特惠原産地規則は、ドーハラウンド（DDA）でカバーされていない。

特惠原産地のスパゲティーボウル現象を解消する最初のステップとして、ISCA の枠組みの中でビジネスの負担を軽減するため、協力が行われるべきである。

3.3) その他

a) キャパシティービルディングと技術支援

より広い参加を実現するため、キャパシティービルディングと技術支援に向けた協力が不可欠である。

b) グローバルサプライチェーンの分析に関する協力

ジェトロ・アジア経済研究所と WTO とのグローバルバリューチェーン研究のケースのように、参加国はバリューチェーンと task の貿易についての共

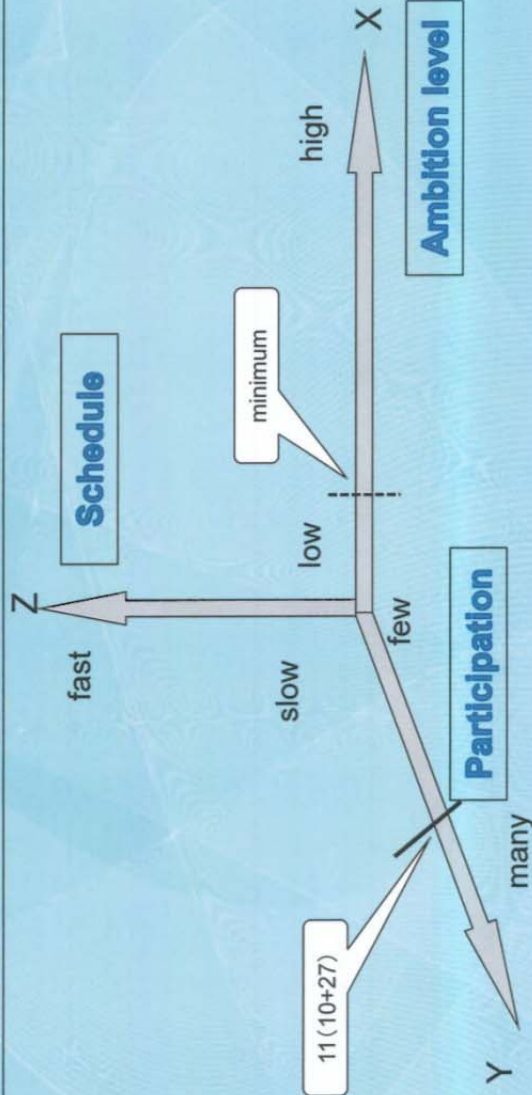
通の認識を深めるため協力しなければならない。

Basic Parameters for ACTA

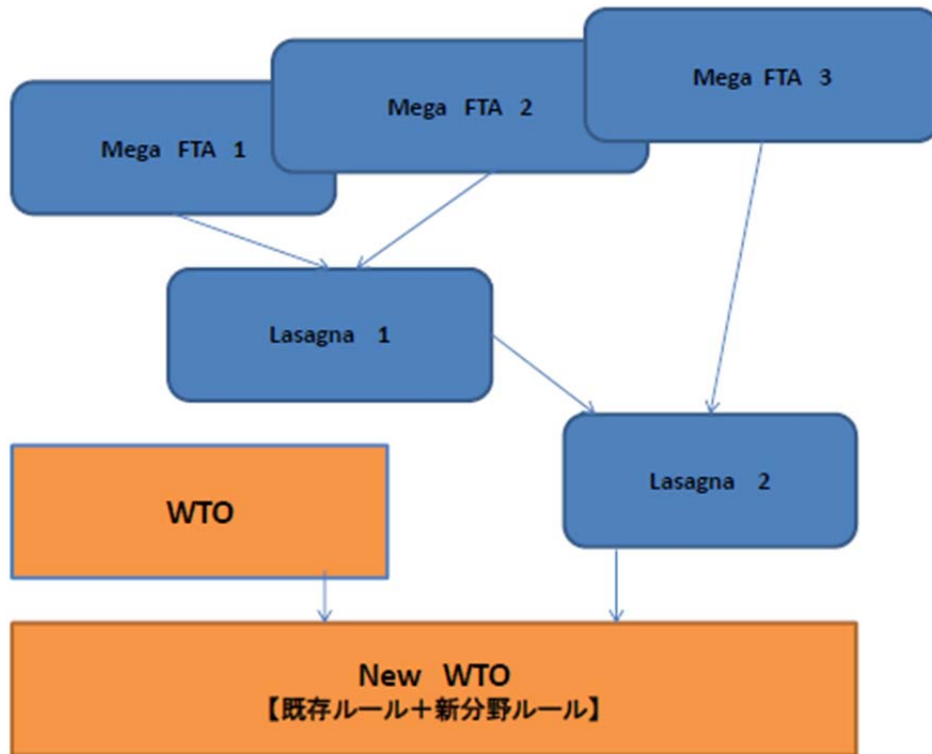
- 'Ambition Level', 'Number of participants' and 'Schedule for Conclusion' should be considered as essential parameters to achieve ACTA.

Members should maximize:

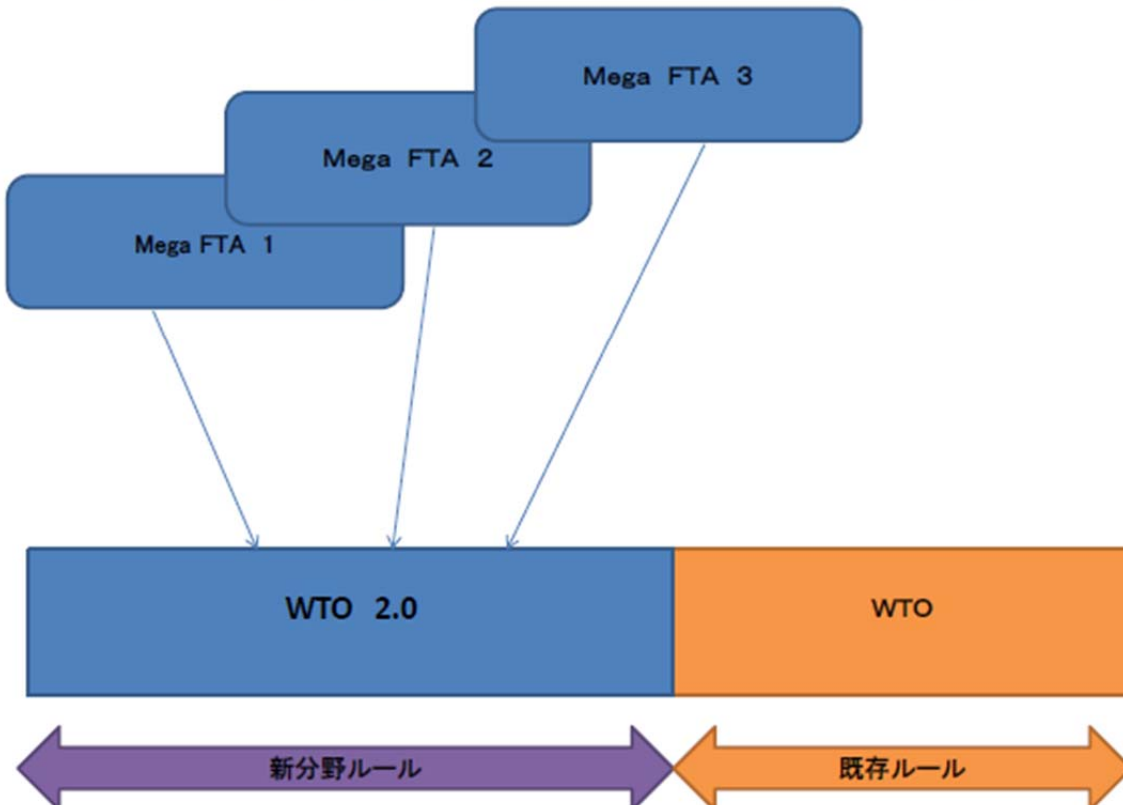
$$F = \alpha X \times \beta Y \times \gamma Z$$



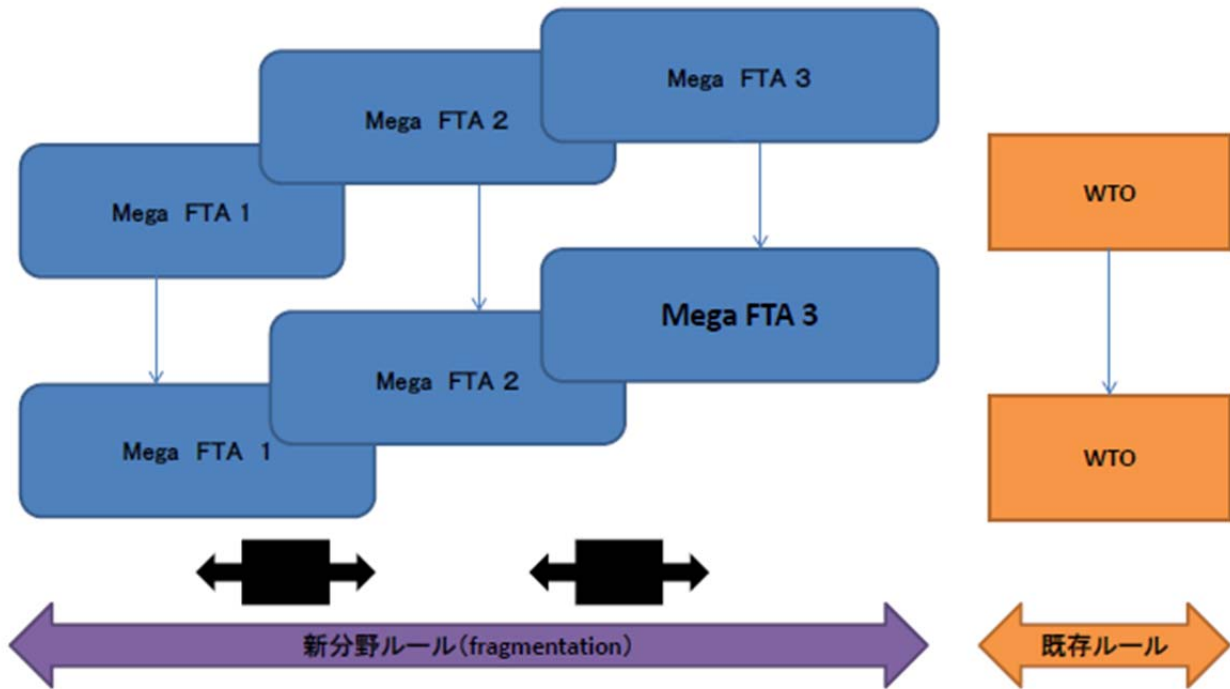
シナリオ1 楽観的シナリオ



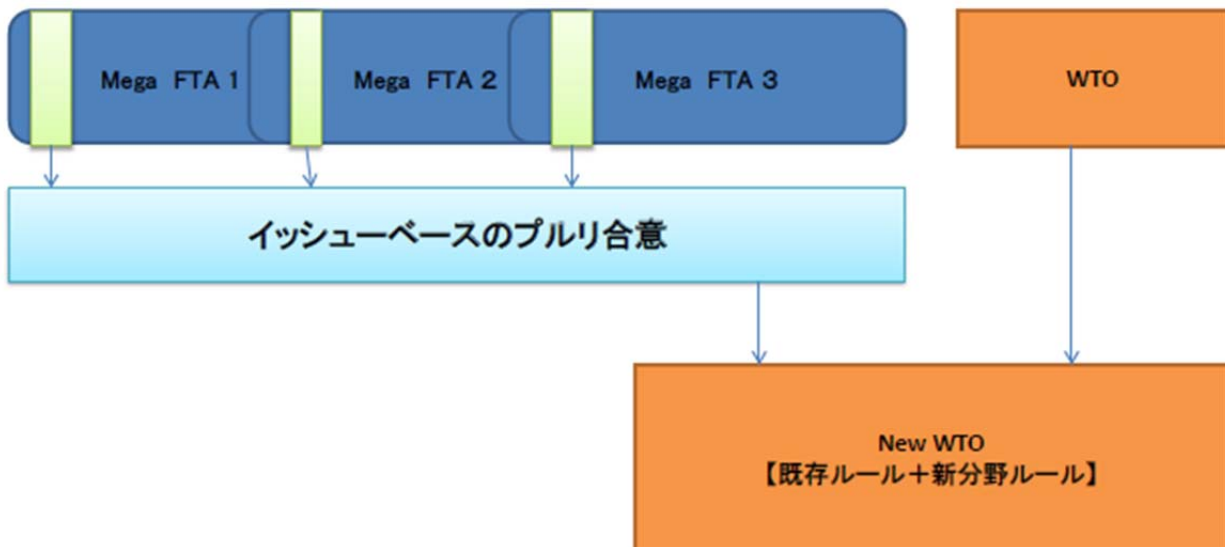
シナリオ2 WTO 2.0 (Baldwin シナリオ)



シナリオ3 ルールのスパゲティーボウル (fragmentation シナリオ)



シナリオ4 調和のとれた通商政策の形成 例 プルリ合意の活用(例 ISCA)



- Ali-Yrkko, Jyrki et al (2011), “Who Captures Value in Global Supply Chains: Case Nokia N95 Smartphone,” Keskusteluaiheita Discussion Papers No. 1240
- Asean Secretariat (2011), *Master Plan on Asean Connectivity*
- Baldwin, Richard (2011), “Trade and Industrialization after Globalization’s 2nd Unbundling: How Building and Joining a Supply Chain are different and Why it matters,” NBER
- Baldwin, Richard (2012), “WTO 2.0: Global governance of supply-chain trade,” CEPR
- Bhagwati, Jagdish N. (2011), “America’s Threat to Trans-Pacific Trade Council on Foreign Relations, “December 30, 2011
- Drake-Brockman, Jane and Shelly Stephenson, “Implications for 21st Century Trade and Development of the emergence of Services Value Chains”
- Draper, Peter and Soren Scholvin (2012), “The Economic Gateway to Africa? Geography, Strategy and South Africa’s Regional Economic Relations,” SAIIA
- Gereffi, Gary and Joonkoo Lee (2012), “Why the World suddenly cares about Global Supply Chains,” *Journal of Supply Chain Management*
- Hoeckman, Bernard and Selina Jackson (2013), “Shifting Focus in Trade Agreements-From Market Access to Value Chain Barriers” (<http://blogs.worldbank.org/trade>)
- IDB and ICTSD (2012), *Are Global Value Chains Really Global? Policies to Accelerate Countries’ Access to International Production Networks*
- IDE/JETRO and WTO (2011), *Trade Patterns and Global Value Chains in East Asia: From Trade in Goods to Trade in Tasks*
- Kawakami, M. and T.J. Sturgeon (2011), *The dynamics of Local Learning in Global Value Chains*, IDE-JETRO
- Koopman, Robert B. (2013), “Measuring Value Added Trade and its Potential Implications for Applied Trade Policy Analysis” for IDE-WTO seminar in Tokyo
- Measuring Trade in Value Added: An OECD-WTO joint initiative (2013)
- Nakatomi, Michitaka (2012), “Concept Paper for an International Supply Chain Agreement (ISCA)-Improving global supply chains by an issues-based plurilateral approach,” RIETI
- Nakatomi, Michitaka (2012), “Exploring Future Application of Plurilateral Trade Rules: Lessons from the ITA and the ACTA,” RIETI
- Nakatomi, Michitaka (2011), “Toward the Reform of the WTO and the Early Conclusion of the Doha Round (Proposal),” RIETI

- Nakatomi, Michitaka (2013), “Plurilateral Agreements: A viable alternative to the WTO?” (in Richard Baldwin, Masahiro Kawai, Ganeshan Wignaraja, eds, *The Future of the World Trading System: Asian Perspectives*, VoxEU eBook)
June 11, 2013
- Nakatomi, Michitaka (2013),” Global value chain governance in the era of mega FTAs and a proposal of an international supply-chain agreement”, VoxEU
(<http://www.voxeu.org/article/it-time-international-supply-chain-agreement>)
- National Board of Trade, Sweden (2013), *Global Value Chains and the Transatlantic Trade and Investment Partnership*
- OECD(2013), *Trade Policy Implications of Global Value Chains: Contribution to the Report on Global Value Chains*
- Report of the Panel on Defining the Future of Trade convened by WTO Director-General Pascal Lamy, (2013), *The Future of Trade: The Challenges of Convergence*
- Trade in Value-added: Concepts, Methodologies and Challenges* (Joint OECD-WTO Note) (2012)
- World Economic Forum (2012), *The Shifting geography of Global Value Chains: Implications for Developing Countries and Trade Policy*
- World Economic Forum (2013), *Enabling Trade: Valuing Growth Opportunities*
- 伊藤公二 (2013), 「我が国製造業の国際展開と企業間取引構造」, RIETI
経済同友会(2013), 「経済連携協定を生かし、成長を実現するために」 2013.3.19
- 小寺彰, 中富道隆 (2013), 「TPP 交渉参加の行方」(ジュリスト 2013 年 7 月号 HOT issue 対談)
- 小林庸平 (2013), 「「新しい貿易統計」から見える日本の産業構造転換」, RIETI
- 中富道隆 (2011), WTO 改革とラウンドの早期終結に向けて, RIETI
- 中富道隆 (2012), 「プルの貿易ルールについての検討 (ITA と ACTA の実例を踏まえて)」, RIETI
- 中富道隆 (2012), 「通商分野でのイシューベースの複数国間合意(プリア合意)について」, RIETI
- 中富道隆 (2013), メガ FTA と国際標準—メガ FTA における「統一軸」の必要性, RIETI
- 日本経済団体連合会 (2013), 「通商戦略の再構築に関する提言」 2013.4.16
- 三菱総合研究所 (2012), 「グローバル・バリュー・チェーン分析に関する調査研究」
- 三菱総合研究所 (2013), 「グローバル・バリュー・チェーン (GVC) にかかる調査・分析」